

## ごみ処理の課題解決の方向性について

(地域生活部環境課)

令和4年2月8日の当審議会において、「ごみ処理の現状と課題及び解決の方向性」における課題解決に向けた選択肢の一つとして、ごみ処理の有料化についてご意見をいただきたく諮問をしたところですが、その後、内部での協議において、さらなるごみの減量とリサイクルの促進に努めることが先決であり、「ごみ処理の有料化」を前提とした答申をいただく前に、まず、これらの課題について、減量目標や目標達成に向けた具体的な取組みを市民に示すこと、また、市民が自ら行動を起こすよう促し、ゼロカーボンシティの実現に向けて生活様式の転換を図っていくことが大切であり、この目標が達成できない場合に限り、有料化を実施することが施策としては適切であるとの結論に至りました。

また、ごみの減量目標や具体的な取組みについては、市民が自ら考え、行動に移して行けるような意識改革が必要であるため、市民協働の観点から概ね3年を目途として実施していくこととしています。

具体的には、下記のとおりです。

- (1) 市民協働課と連携し、市の若手職員によるワークショップを実施する。  
(ごみ減量に特化し、スキルアップを図るためのワークショップ)
- (2) この職員が地域住民とともにごみ減量に向けたワークショップを展開する。  
(地域に分散して入り込むことで、周知を兼ねた浸透を目的とする)
- (3) 課題解決に向けた減量目標(数値目標)を設定し、これを達成するための具体的な取組みを協議する。(ごみの減量化、資源化、環境教育・周知)
- (4) 協議した内容をあらゆる媒体、さまざまな機会に周知を図る。
- (5) 全市的にこれらの取組みを実施してもなお目標値が達成できない場合は、有料化に踏み切る。

※有料化に踏み切った場合の具体的な制度設計(指定袋の金額、家庭ごみの自己搬入及び事業ごみの処理手数料の設定など)は、別紙資料を参照ください。

以上のことから、ごみ処理の現状と課題及び解決の方向性(ごみ処理の有料化)の答申については、次回の審議会まで持ち越しをさせていただきたいと考えています。

## ごみ処理の有料化（制度設計）について

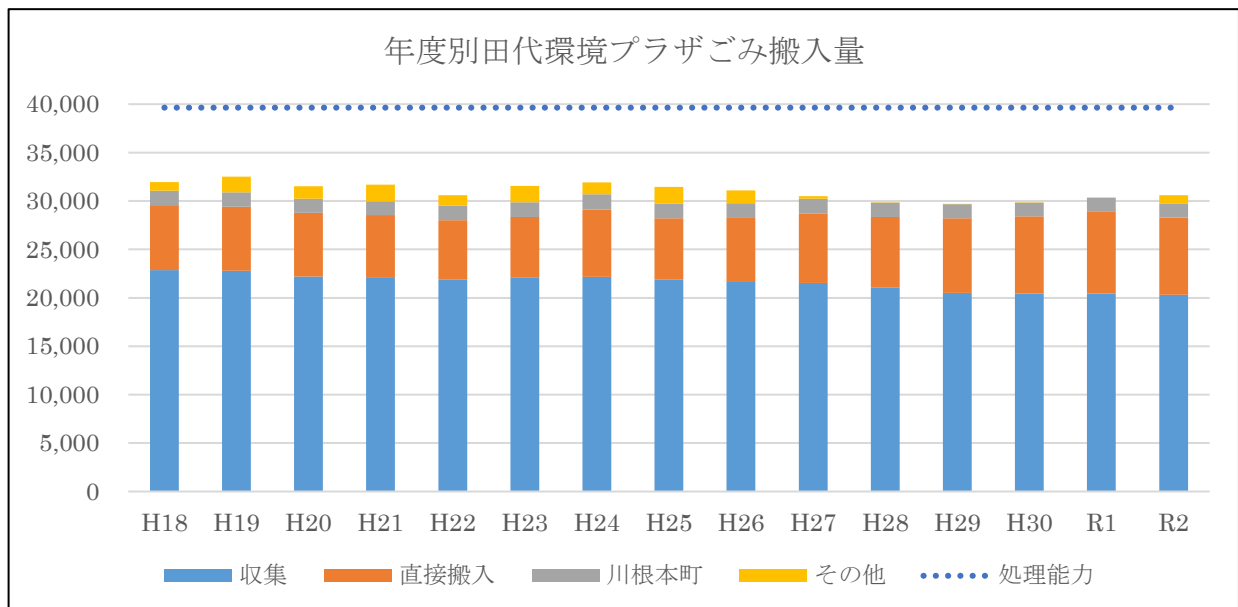
(地域生活部環境課)

### 1 ごみ処理の現状・課題

#### (1) ごみ処理量

令和2年度のごみ処理量は、施設が稼働した平成18年度と比較して約1,334tの減少となっている。この間、島田市の人口は、104,259人から97,470人と6,789人減少し、世帯数は4,182世帯増加して38,618世帯となっている。

施設のごみ処理能力（108.6×365=39,639t）の余力を活用し、平成18年度から平成27年度までの10年間最終処分場の埋め立てごみを処理した。また、令和2年度からクリーンセンターの汚泥を処理している。（田代環境プラザ年度別ごみ搬入量：別紙資料1）



ごみ処理量は、一般的に人口が減少しても世帯数が増加することによって、ごみ排出量は増加する傾向にあるが、本市においては、施設稼働後、ほぼ横ばいの状態を継続している。

市民1人当たりの年間家庭系可燃ごみ排出量は、223kgで平成18年度から変化していない。

また、びん類（白、茶、その他色、リターナブル）、古紙（新聞紙、段ボール、雑誌類）、トレイなど17品目の資源回収を実施し、ごみ減量・リサイクルの促進に努めているが、資源ごみの収集量は、年々減少傾向にある。

| 種別         | H18    | H19    | H20    | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | H31-R元 | R2     |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 燃えるごみ      | 29,565 | 29,402 | 28,811 | 28,575 | 28,048 | 28,388 | 28,520 | 28,231 | 28,289 | 28,709 | 28,372 | 28,235 | 28,419 | 28,885 | 28,302 |
| 燃えないごみ     | 1,440  | 1,153  | 1,019  | 1,008  | 861    | 713    | 648    | 541    | 538    | 599    | 644    | 604    | 675    | 823    | 846    |
| びん類        | 654    | 793    | 776    | 779    | 789    | 737    | 732    | 703    | 720    | 712    | 666    | 618    | 625    | 631    | 590    |
| 古紙類        | 2,955  | 2,832  | 2,606  | 2,383  | 2,145  | 1,997  | 1,684  | 1,434  | 1,152  | 905    | 768    | 644    | 566    | 493    | 437    |
| ペットボトル     | 203    | 240    | 236    | 226    | 224    | 211    | 203    | 198    | 189    | 185    | 189    | 191    | 183    | 185    | 183    |
| ペットボトルキャップ | 0      | 0      | 0      | 0      | 2      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      | 2      | 3      | 2      | 2      |
| 白色トレイ      | 25     | 31     | 33     | 32     | 20     | 18     | 17     | 15     | 14     | 12     | 12     | 12     | 12     | 12     | 13     |
| 紙パック       | 33     | 33     | 36     | 34     | 33     | 31     | 31     | 28     | 26     | 23     | 23     | 22     | 20     | 21     | 21     |
| 陶磁器・ガラス屑   | 189    | 256    | 274    | 323    | 319    | 324    | 310    | 294    | 321    | 296    | 309    | 294    | 358    | 335    | 379    |
| 使用済み食用油    | 0      | 0      | 3      | 6      | 6      | 5      | 7      | 6      | 6      | 6      | 7      | 6      | 7      | 7      | 6      |
| 乾電池        | 35     | 37     | 38     | 37     | 37     | 37     | 35     | 36     | 33     | 29     | 33     | 30     | 35     | 32     | 35     |
| 蛍光灯        | 15     | 13     | 18     | 18     | 15     | 15     | 15     | 13     | 12     | 10     | 12     | 11     | 13     | 10     | 13     |
| 古布類        | -      | -      | -      | -      | -      | -      | -      | -      | 30     | 35     | 34     | 42     | 48     | 60     | 63     |
| 小計         | 5,549  | 5,388  | 5,039  | 4,846  | 4,451  | 4,091  | 3,685  | 3,271  | 3,044  | 2,815  | 2,700  | 2,476  | 2,545  | 2,611  | 2,588  |
| 合計         | 35,114 | 34,790 | 33,850 | 33,421 | 32,499 | 32,479 | 32,205 | 31,502 | 31,333 | 31,524 | 31,072 | 30,711 | 30,964 | 31,496 | 30,890 |

県内市町別ごみ排出量・リサイクル率

| No. | 順位 | 市名    | 1人1日<br>当たり<br>のごみ<br>排出量<br>(g/人日) | 人口総<br>数<br>(人) | ごみ<br>総排出<br>量<br>(t) | リサイ<br>クル率<br>(%) |
|-----|----|-------|-------------------------------------|-----------------|-----------------------|-------------------|
| 1   | 16 | 静岡市   | 940                                 | 698,937         | 240,406               | 15.7              |
| 2   | 13 | 浜松市   | 864                                 | 802,856         | 253,961               | 18.7              |
| 3   | 4  | 沼津市   | 872                                 | 194,908         | 62,211                | 24.7              |
| 4   | 6  | 熱海市   | 1,751                               | 36,665          | 23,495                | 22.7              |
| 5   | 19 | 三島市   | 880                                 | 109,698         | 35,339                | 14.1              |
| 6   | 12 | 富士宮市  | 908                                 | 132,339         | 43,968                | 18.8              |
| 7   | 15 | 伊東市   | 1,367                               | 68,699          | 34,380                | 17.6              |
| 8   | 14 | 島田市   | 916                                 | 98,389          | 32,984                | 18.4              |
| 9   | 22 | 富士市   | 788                                 | 253,460         | 73,135                | 13.0              |
| 10  | 21 | 磐田市   | 764                                 | 169,898         | 47,538                | 13.3              |
| 11  | 9  | 焼津市   | 829                                 | 139,217         | 42,219                | 22.0              |
| 12  | 18 | 掛川市   | 627                                 | 117,925         | 27,072                | 15.0              |
| 13  | 7  | 藤枝市   | 684                                 | 144,806         | 36,262                | 22.1              |
| 14  | 10 | 御殿場市  | 894                                 | 88,194          | 28,872                | 19.7              |
| 15  | 17 | 袋井市   | 869                                 | 88,470          | 28,123                | 15.7              |
| 16  | 20 | 下田市   | 1,266                               | 21,345          | 9,888                 | 14.1              |
| 17  | 23 | 裾野市   | 789                                 | 51,693          | 14,928                | 8.3               |
| 18  | 1  | 湖西市   | 955                                 | 59,733          | 20,870                | 38.5              |
| 19  | 11 | 伊豆市   | 1,000                               | 30,472          | 11,149                | 18.8              |
| 20  | 2  | 御前崎市  | 930                                 | 32,364          | 11,019                | 30.0              |
| 21  | 8  | 菊川市   | 656                                 | 48,548          | 11,656                | 22.1              |
| 22  | 5  | 伊豆の国市 | 977                                 | 48,575          | 17,366                | 23.6              |
| 23  | 3  | 牧之原市  | 859                                 | 45,720          | 14,369                | 25.8              |
| 市 計 |    |       | 880                                 | 3,482,911       | 1,121,210             |                   |

| No. | 順位 | 町名   | 1人1日<br>当たり<br>のごみ<br>排出量<br>(g/人日) | 人口総<br>数<br>(人) | ごみ<br>総排出<br>量<br>(t) | リサイ<br>クル率<br>(%) |
|-----|----|------|-------------------------------------|-----------------|-----------------------|-------------------|
| 24  | 10 | 東伊豆町 | 1,577                               | 12,196          | 7,040                 | 10.9              |
| 25  | 12 | 河津町  | 1,495                               | 7,199           | 3,940                 | 7.3               |
| 26  | 9  | 南伊豆町 | 1,244                               | 8,214           | 3,739                 | 14.3              |
| 27  | 7  | 松崎町  | 1,126                               | 6,548           | 2,698                 | 15.5              |
| 28  | 8  | 西伊豆町 | 1,439                               | 7,766           | 4,089                 | 15.2              |
| 29  | 6  | 函南町  | 1,158                               | 37,761          | 16,000                | 17.0              |
| 30  | 3  | 清水町  | 748                                 | 32,356          | 8,863                 | 21.9              |
| 31  | 1  | 長泉町  | 685                                 | 43,570          | 10,917                | 25.2              |
| 32  | 11 | 小山町  | 1,058                               | 18,365          | 7,111                 | 9.5               |
| 33  | 4  | 吉田町  | 886                                 | 29,585          | 9,593                 | 20.2              |
| 34  | 2  | 川根本町 | 801                                 | 6,698           | 1,963                 | 23.4              |
| 35  | 5  | 森町   | 669                                 | 18,312          | 4,484                 | 18.0              |
| 町 計 |    |      | 962                                 | 228,570         | 80,437                |                   |
| 県 計 |    |      | 885                                 | 3,711,481       | 1,201,647             | 18.6              |

環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」(令和元年度版)

・1人1日当たりのごみ排出量=ごみ総排出量/人口総数

・リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集積回収量)/(ごみ処理量+集積回収量)×100

島田市 1人1日当たりのごみ排出量 916g/人・日(15位/23市) リサイクル率18.4%(14位/23市)

資料:令和3年度市町の指標(静岡県市町行政課)

1人1日当たりのごみ排出量は、産業の集積状況や観光地などによる交流人口が多いほどごみ排出量も多い傾向にある。本市のごみ排出量は、近隣市(焼津市、掛川市、藤枝市)より多い傾向(約1.3倍)にある。

(2) ごみ処理経費

令和2年度のごみ処理に要した部門別の経費は、次の表のとおりである。ごみ処理全体で約15億9,314万円の費用を要しており、ごみ(資源ごみを含む)1kg当たりの処理費用は、48円となっている。

(単位：千円)

|        | 収集運搬経費    | ごみ減量・リサイクル経費 | 中間処理経費    | 最終処分経費   | その他経費   | 合計        |
|--------|-----------|--------------|-----------|----------|---------|-----------|
| ごみ処理費  | 316,466   | 181,302      | 940,908   | 36,710   | 366,236 | 1,841,622 |
| 収入額    | 948       | 10,269       | 237,261   | 0        | 0       | 248,478   |
| 差引額    | 315,518   | 171,033      | 703,647   | 36,710   | 366,236 | 1,593,144 |
| ごみ量(t) | 20,318.93 | 2,521.74     | 30,611.64 | 1,729.68 |         |           |
| Kg単価   | 16円/kg    | 68円/kg       | 23円/kg    | 21円/kg   |         |           |

収集運搬経費、ごみ減量・リサイクル経費、中間処理経費のいずれも、人件費又は委託業務に係る委託料が主な経費であり、ごみ排出量の増減に経費は大きく影響されないものの中間処理経費における需用費などごみ減量によって、経費の削減も見込まれる状況である。

#### 年度別ごみ処理経費（差引額）

|        | 収集運搬経費  | ごみ減量・リサイクル経費 | 中間処理経費  | 最終処分経費 | その他経費   | 合計        |
|--------|---------|--------------|---------|--------|---------|-----------|
| 令和2年度  | 315,518 | 171,033      | 703,647 | 36,710 | 366,236 | 1,593,144 |
| 令和元年度  | 351,469 | 162,985      | 669,757 | 33,521 | 496,538 | 1,714,270 |
| 平成30年度 | 349,636 | 151,135      | 667,289 | 33,841 | 538,466 | 1,740,367 |
| 平成29年度 | 367,534 | 154,398      | 593,607 | 30,296 | 567,499 | 1,713,334 |
| 平成20年度 | 401,122 | 183,513      | 502,217 | 34,317 | 341,702 | 1,462,871 |
| 平成18年度 | 406,617 | 195,300      | 303,207 | 42,710 | 33,024  | 980,858   |

収集運搬経費、ごみ減量・リサイクル経費については、正規職員から会計年度職員への切り替えにより、経費は減少傾向である。

中間処理経費については、田代環境プラザの長寿命化を見据えた点検、補修などの維持管理が行われているため、年々増加傾向にある。

最終処分経費については、令和2年度から直営の処分場の廃止により外部委託としたため経費が減少している。

その他経費については、ごみ処理施設整備事業債の償還金や煙突などの解体経費など経常経費以外の経費を掲載してある。

### (3) 課題

本市では、平成18年度から従来の「燃やせるごみ」、ビニール・プラスチック類の「燃やせないごみ」の混合収集へと切り替えた。このため、ごみの分別意識が弱まることにより、市民のごみ減量意識の低下、ごみ量の増加が危惧されたが、大幅なごみ量の増加は見られないものの、次のような課題がある。

- ▶ ごみ集積場所における組成調査の結果から燃えるごみの中に約12%程度の資源が混入していると推測されるため、今以上のごみ減量・リサイクルの徹底が必要である。
- ▶ 中間処理経費は施設の田代環境プラザの長寿命化を見据えた点検、補修などの維持管理が行われているため、年々増加傾向にあり、今後の人口減少・超高齢社会を見据えた場合、ごみ処理に要する費用の安定的な財源確保が必要である。
- ▶ ゼロカーボンシティを推進するため、ごみ減量に向けた市民の生活スタイルの転換が必要である。

## 2 課題解決のための施策（制度設計）

### (1) 課題解決のための方向性

#### ア 国の考え方

国は、平成 17 年に中央環境審議会における意見具申を受けて廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（基本方針）を改正し、市町村の役割を次のように定めた。

- 一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討すること等により、社会的経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。
- 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平性及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。

#### イ 有料化の考え方・先進事例

##### (ア) 全国的な課題解決の方法

全国的に、ごみ処理費用が膨大となり自治体にとって大きな負担となっていること、排出量の個人差が広がり従来のように税金で処理することが必ずしも公正・公平となっていないこと、最終処分場のひっ迫などが挙げられている。

このため、ごみ減量へのインセンティブを提供するシステムとして「有料化」を実施している自治体が増えてきている。

<一般廃棄物処理の有料化目的別の自治体件数>



資料：一般廃棄物処理有料化の手引き（環境省）

##### (イ) 有料化の根拠

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 抜粋

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

一般廃棄物である家庭系可燃ごみの収集、運搬及び処分の事務は、大多数の者が利益を受けるとしても、ごみの排出者とその収集運搬行為との間に対応関係が生じ、ごみ排出者に対してのみ負担を課すことが可能となるのであるから、ごみ収集運搬行為は、「特定の者」のために提供する役務といえることができ、ごみ処理有料化が地方自治法第 227 条の「特定の者」のためにするとの文言に反するとまではいえない。（東京高裁（平成 22 年 4 月 27 日））

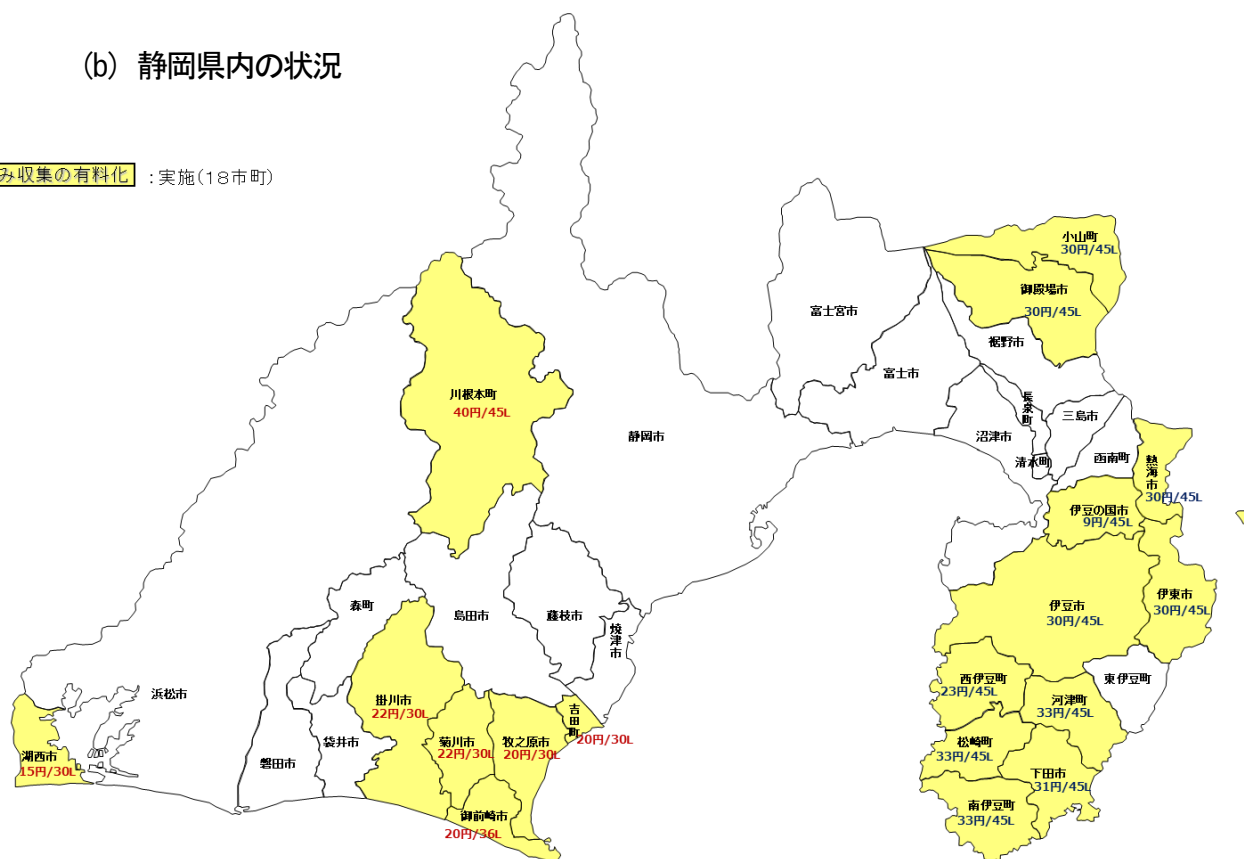
(ウ) ごみ処理有料化に係る制度設計（先進事例）

(a) 主な有料化の手法

|         | 仕組み  | メリット   | デメリット  |
|---------|--|--|--|
| 単純比例型   | 排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式でごみ量当たりの手数料水準は、一定となる方式                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度が単純でわかりやすい</li> <li>・制度の運用に要する費用が安価である</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料の額が低い場合は、排出抑制につながらない可能性がある</li> </ul>                         |
| 段階比例型   | 排出量に応じて排出者が手数料を負担する方式で、排出量が一定量を超えた段階で、ごみ量当たりの手数料が引き上げられる方式                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多量の場合の手数料を高くすることで、多量に排出する者の抑制が期待できる。</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出者ごとの排出量を把握する必要があるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>                 |
| 一定量無料型  | 排出量が一定量までは手数料が無料で、排出量が一定量を超えると排出量に応じて手数料が発生する方式（一定の枚数を無料配布するなどの方式）               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の排出量以上とすることで協力が得られやすい。</li> <li>・一定の排出量までの排出抑制が期待できる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・無料となる範囲内の排出に対して、排出抑制が働きにくい。</li> <li>・制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul> |
| 負担補助併用型 | 排出量が一定量までは手数料が無料で、一定量を超えると排出量に応じて手数料を徴収する一方、排出量が一定以下となった場合に、排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の排出量までの排出抑制が期待できる。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>                                       |

(b) 静岡県内の状況

ごみ収集の有料化 : 実施(18市町)



※ 袋当たりの手数料額については、標準的な袋の容量(45L)を基準に掲載した。

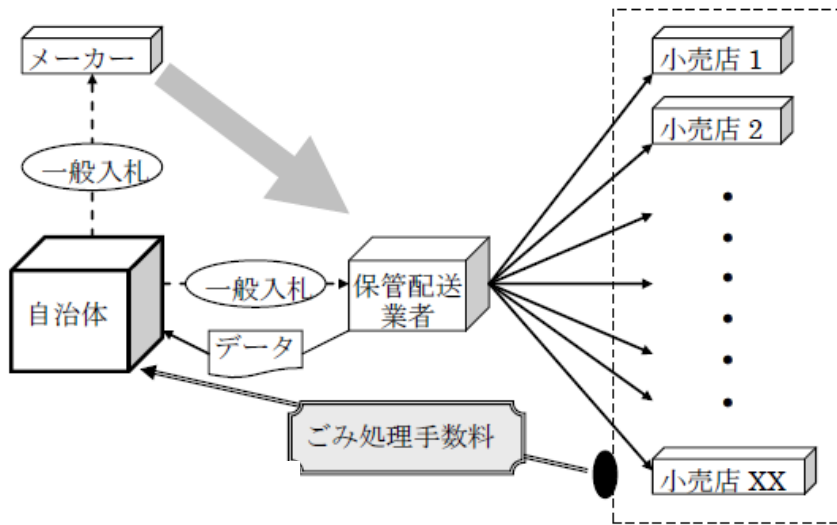
- 県内で18市町が有料化を実施している。(東部・伊豆が11市町、榛原・中東遠が6市町、西部が1市) 県内の18市町では、いずれも単純比例型が採用されている。
- 指定袋の容量は、東部・伊豆地域が大きい傾向にあり、中部・西部地域は、比較的指定袋の



容量は小さい傾向にある。

(c) 手数料の徴収スキーム

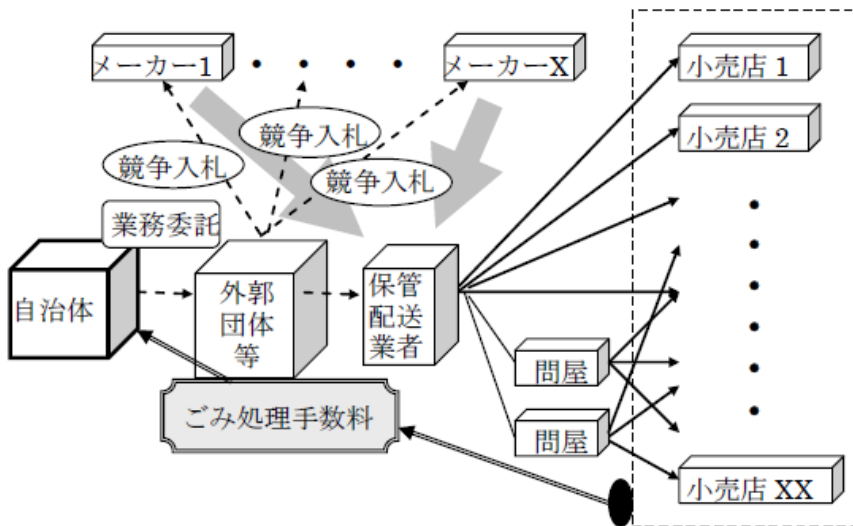
<入札方式>



<特徴>

- ・ 販売価格を統一することが可能
- ・ 問屋の業務がなくなる可能性がある。
- ・ 販売量による手数料の管理ができる。

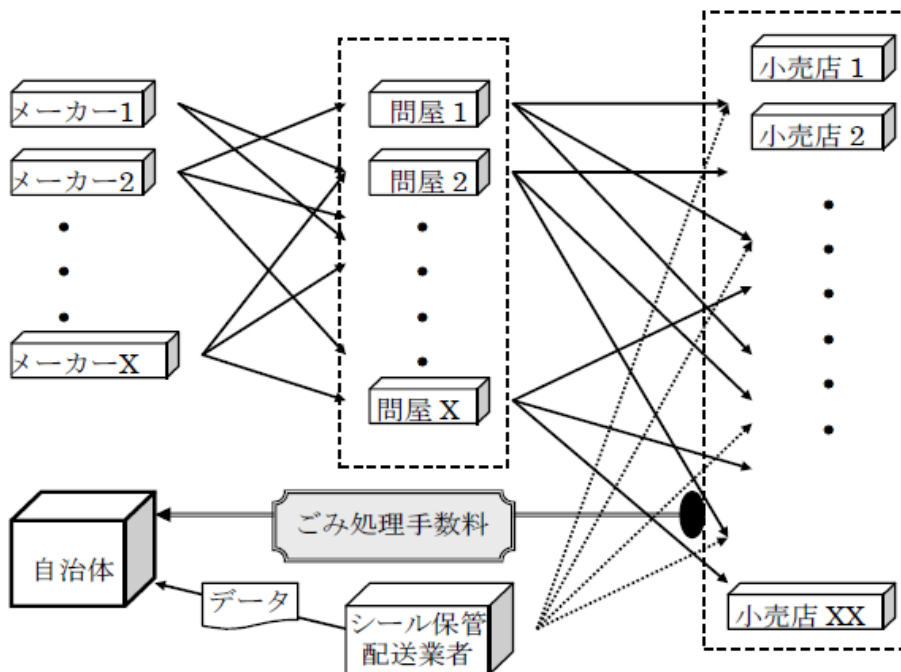
<外郭団体入札方式>



<特徴>

- ・ 販売価格を統一することが可能
- ・ 問屋の業務がなくなる可能性がある。
- ・ 販売量による手数料の管理ができる。
- ・ 住民が納得する外郭団体を活用する理由が必要である。

<シール方式>



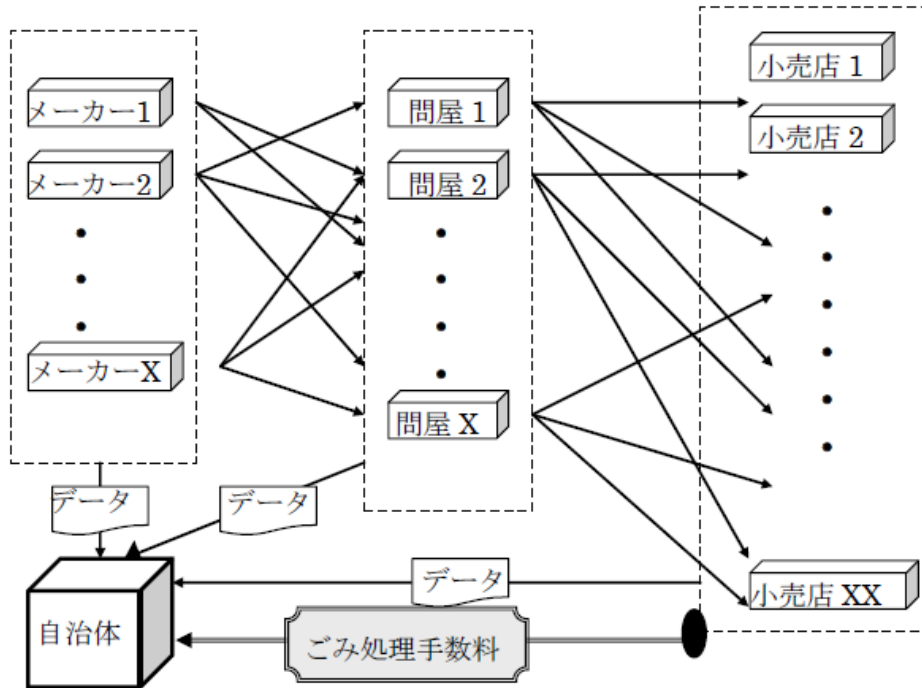
<特徴>

- ・ 現在の流通ルートを維持できる。
- ・ 袋代にシール代が加算されるため袋代が高額になる。

(凡例)

→ ごみ袋の流れ  
 - - - シールの流れ

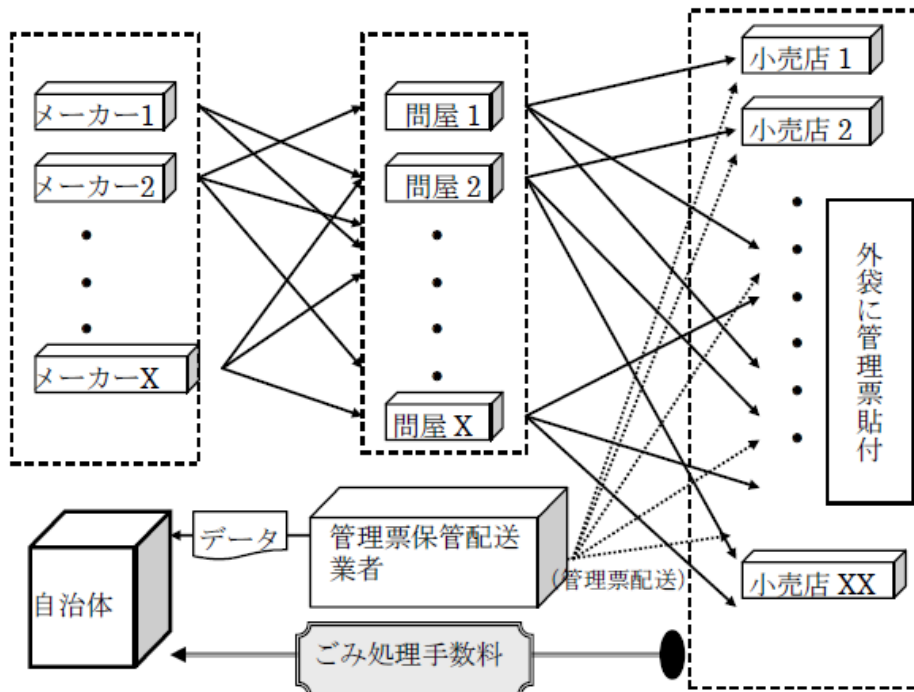
<販売店申告方式>



<特徴>

- 販売価格を統一することが可能
- 販売量の過小申告の危険性がある。

<管理票貼付方式>



<特徴>

- 現在の流通ルートを維持できる。
- 小売店の作業量が膨大になる。

(凡例)  
 → ごみ袋の流れ  
 --> 管理票の流れ



### 3 島田市におけるごみ処理有料化の制度設計

#### (1) 有料化する種別

ア 燃えるごみ（家庭系収集、家庭系自己搬入、事業系自己搬入）

イ 埋立てごみ（家庭系自己搬入）

ウ 戸別収集ごみ・ふれあい収集ごみ（ふれあい収集は要検討）

※基本的にリサイクルできる「燃えるごみ以外の資源ごみ」は、有償、逆有償に関わらず分別徹底の観点から有料化しない。

#### (2) 有料化の手法及び手数料徴収スキーム

ごみ処理が市民生活に直結するため、制度を可能な限りわかりやすい形態とする必要があることから、単純比例型を採用するものとする。

また、手数料は、手数料の管理が容易な入札方式とする。

#### (3) 手数料の設定

##### ア 収集ごみ

##### (ア) 価格設定

指定袋ごとの使用割合は、集積場所における組成調査から算出した。

| 規格  | 使用割合 | 1袋当たりの平均重量 | 年間使用量       | 1袋当たりの価格(案) |
|-----|------|------------|-------------|-------------|
| 20L | 5%   | 2 kg       | 509,314 袋   | 20 円        |
| 30L | 29%  | 3 kg       | 2,704,967 袋 | 30 円        |
| 45L | 46%  | 5 kg       | 1,865,696 袋 | 40 円        |
| 70L | 14%  | 7 kg       | 373,709 袋   | 60 円        |
| その他 | 6%   | 5 kg       | 274,017 袋   | 40 円        |
| 合計  | 100% |            | 5,727,703 袋 |             |

<価格の算出根拠> 45L 指定袋を基準に算出

ごみ 1kg 当たりの処理費用（収集・中間・処分）

$(315,518 \text{ 千円} + 703,648 \text{ 千円} + 36,710 \text{ 千円}) \times 1,000 / 30,611,640 \text{ kg} \approx 34 \text{ 円}$

45L 袋：ごみ 5kg  $\times 34 \text{ 円} = 170 \text{ 円}$

170 円  $\times$  市民負担率  $\frac{1}{4} \approx 40 \text{ 円}$      45L 袋：40 円に設定

ごみ 1kg 当たり  $40 \text{ 円} / 5 \text{ kg} = 8 \text{ 円}$

各袋の平均重量  $\times 8 \text{ 円} \approx 1 \text{ 袋当たりの価格を設定}$

ふとん、庭木などその他のものには、70L の指定袋を利用するものとする。

戸別収集の収集方法は、有料シールを購入・現物に貼り付けるなど、検討が必要

1/4 の根拠  
 ・市民の受容性  
 ・県内の状況  
 ・全国的な動向

##### (イ) 指定袋の取扱

- 現在、使用している指定袋の容量の種類を維持する。
- 指定袋に、処理費用（収集・中間・処分）の 1/4 負担を設定するため、集積場所に排出する場合の指定袋と直接搬入又は許可業者に委託する場合の指定袋の種類を変える。（混乱を防ぐため、現在使用している指定袋と色・図柄を変更する。）
- 現在の指定袋では、有料化の実施日以降に集積場所に排出できないこととする。（条例改正の公布から施行日までに残数を使用しきれなかったものについては、直接搬

入のみに使用できるものとする。)

#### (ウ) 戸別収集・ふれあい収集

市民の利便性を維持するため、現在の戸別収集・ふれあい収集を維持する。

ただし、ごみを排出する通常のケースと同様の考え方によるものとし、ごみの排出は有料とする。この場合の価格設定に当たっては、通常の例による。

戸別収集（市内全世帯対象）：タンス等：400円（戸別収集シール貼付）

価格設定根拠：タンス等の収集が50kg程度までのものとなっているため、50kg×8円=400円

ふれあい収集（障がい者世帯対象）：タンス等は、戸別収集と同額とする。

通常の燃えるごみについては、集積場所に排出する指定袋の価格とする。  
資源ごみ、燃えないごみについては、無料とする。

### イ 直接搬入

#### (ア) 事業系

直接搬入に当たっては、粗大ごみを除いて指定袋に入れて搬入するものとする。

この場合の指定袋の容量の種類は、収集ごみにおける指定袋の種類と同様とする。（ただし、色・図柄は区別する。）

<価格の算出根拠>従量制による価格設定

ごみ1kg当たりの処理費用（中間・処分）

$(703,648 \text{千円} + 36,710 \text{千円}) \times 1,000 / 30,611,640 \text{kg} \div 24 \text{円}$

| 種別            | 改定案       | 現行        | 改正額   | 改定率  |
|---------------|-----------|-----------|-------|------|
| 普通ごみ          | 250円/10kg | 200円/10kg | 50円増額 | 125% |
| 粗大ごみ          | 250円/10kg | 250円/10kg | -     | -    |
| 資源ごみ（剪定枝・生ごみ） | 100円/10kg | 150円/10kg | 50円減額 | 66%  |

事業系ごみの手数料の設定については、粗大ごみが処理単価内にあるため、現行の据え置きとする。普通ごみは従前から処理費用相当額としていたため、通常は40円の増額（240円/10kg）となるが、計量重複などの運用上の観点から、普通ごみと粗大ごみの単価を統一して50円の増額とする。

また、リサイクルの促進の観点から剪定枝等のリサイクル可能なごみの分別を促すため、現行の手数料を減額とする。

#### (イ) 家庭系

ごみ1kg当たりの処理費用（中間・処分）

$(703,648 \text{千円} + 36,710 \text{千円}) \times 1,000 / 30,611,640 \text{kg} \div 24 \text{円}$

直接搬入：240円/10kg×市民負担額1/4=60円/10kg

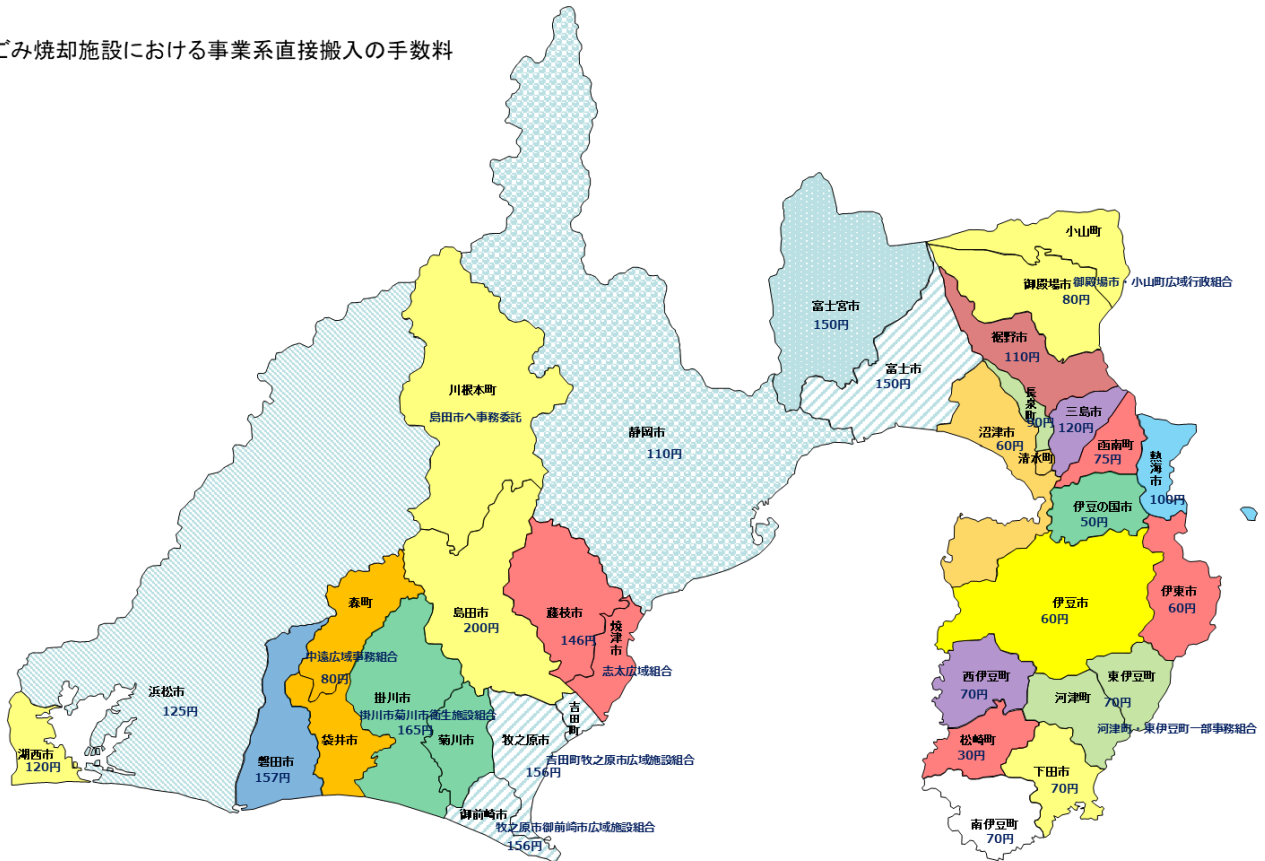
| 種別        | 改定案      | 現行                     | 改定額   |
|-----------|----------|------------------------|-------|
| 普通ごみ      | 60円/10kg | 50円/10kg ただし、50kg未満は無料 | 10円増額 |
| 粗大ごみ      | 60円/10kg | 60円/10kg ただし、50kg未満は無料 | -     |
| 資源ごみ（剪定枝） | 60円/10kg | 60円/10kg ただし、50kg未満は無料 | -     |

家庭系ごみの手数料の設定については、粗大ごみ及び資源ごみ（剪定枝）が処理単価内にあるため、現行の据え置きとする。普通ごみは処理費用相当額として10円の増額とする。

※ 収集ごみの有料化に合わせて50kg未満無料の規定を削る。

<参考>

ごみ焼却施設における事業系直接搬入の手数料



※ 標準的な事業系普通ごみ10kg当たりの手数料を掲載した。

ウ 有料化による効果見込み・市民の負担見込み

令和2年度ごみ排出量(収集) : 20,318,930kg/38,618世帯=526kg  
 収集実績から算出 : 指定袋45L=5kg 105袋×40円=4,200円  
 排出実例から算出 : 1世帯が1回に2袋(45L×1袋+30L×1袋)を排出×週2回×52週=7,280円

1世帯当たり平均 : 約5,000円/年間の負担額が見込まれる。(10%の減量を見込んだ場合)

収集の実績より1袋当たりに詰め込む量が増えることが予想されるため、排出量は少なくなると見込まれる。また、従来可燃ごみとして排出していたものを雑紙などの資源化に移行させる量があるため、排出量は10%程度の減少が見込まれる。

(収集) 1世帯当たり平均 : 5,000円/年×38,618世帯=193,090千円  
 (直接搬入) 家庭系、事業系の手数料 : 総額157,907千円の増額となる。

有料化により 総額で約350,997千円、令和2年度と比較して約218,564千円の増額となる。